

## 栃木県住宅マスタープラン懇談会設置要綱

## (趣旨)

第1条 本県の住宅政策の指針となる栃木県住宅マスタープラン（栃木県住生活基本計画、栃木県高齢者居住安定確保計画、栃木県賃貸住宅供給促進計画）（以下、「計画」という。）の見直し等を行うに当たり、本県の住宅政策の推進等について、各専門分野の学識経験者から意見を求めるため、栃木県住宅マスタープラン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) その他、計画の策定又は変更等に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 懇談会は、委員7人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から計画の公表までとする。

## (会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (懇談会)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇談会は、必要に応じ議事に関係ある者を会議に出席させることができる。
- 3 やむを得ない理由により、招集による会議の開催が困難な場合は、書面等により委員の意見を求め、これを会議に代えるものとすることができる。

## (専門部会)

第7条 特定の事項について調査審議するため、懇談会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員等をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員等をもって充てる。
- 4 やむを得ない理由により、招集による会議の開催が困難な場合は、書面等により委員の意見を求め、これを専門部会に代えるものとすることができる。
- 5 専門部会の決定は、懇談会の決定に代えることができる。

## (庶務)

第8条 懇談会の庶務は、県土整備部住宅課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3(2021)年6月8日から適用する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の懇談会は、知事が招集する。

## 栃木県住宅マスタープラン懇談会委員

1	あおき かくじ 青木 格次	栃木県建築士会 相談役
2	こぐち みつお 古口 光夫	栃木県老人福祉施設協議会 副会長
3	こばやし とみこ 小林 富子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 事務局長
4	しのざき かずお 篠崎 和男	栃木県社会福祉協議会 常務理事
5	じんのうち ゆうじ 陣内 雄次	宇都宮共和大学 教授（宇都宮大学 名誉教授）
6	たさき みずほ 田崎 瑞穂	栃木県防災士会 副理事長
7	むろ けいこ 室 恵子	足利大学 教授

（五十音順・敬称略）